

公布された条例のあらまし

◇静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国際民間航空条約の附属書14の改正により、舗装強度の公示方法が変更されたことに伴い、必要な改正を行いました。（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例

1 制定の理由

静岡県動物愛護センターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

(1) 静岡県動物愛護センターの設置の目的、位置、施設及び事業について定めました。（第2条～第4条関係）

(2) 開館時間、休館日、使用の承認及び不承認、譲渡等の禁止並びに使用の承認の取消し等について定めました。（第5条～第10条関係）

(3) 静岡県動物愛護センターの管理を指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定めました。（第11条関係）

(4) 指定管理者の指定の手續として、申請の方法、選定基準等を定めました。（第12条～第14条関係）

(5) 利用料金を指定管理者の収入として收受させることとし、その料金は知事の承認を得て指定管理者が定め、公表することとしました。（第15条、別表関係）

(6) 指定管理者の指定等に係る準備行為は、施行日前においてもできることとしました。（附則第2項、附則第3項関係）

(7) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国民健康保険法施行令の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、議員、知事等の報酬額等を引き上げました。（第5条、別表第1、別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第4関係）

イ 諸手当の改定

(7) 初任給調整手当について、支給限度額を引き上げました。（第8条の2関係）

(8) 扶養手当について、扶養親族たる子に係る手当の月額を引き上げました。（第9条関係）

(9) 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第20条関係）

(10) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第21条関係）

(11) 寒冷地手当について、支給額を引き上げました。（第22条関係）

(2) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第5条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第6条関係）

(3) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第4条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）

(4) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

職員の給与に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当について、扶養親族たる子に係る手当の月額を引き上げました。(第10条関係)

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。(第21条関係)

ウ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。(第22条関係)

エ 寒冷地手当について、支給額を引き上げました。(第23条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。(別表第1関係)

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、支給限度額を引き上げました。(第9条の2関係)

イ 扶養手当について、扶養親族たる子に係る手当の月額を引き上げました。(第10条関係)

ウ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。(第20条関係)

エ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。(第21条関係)

オ 寒冷地手当について、支給額を引き上げました。(第22条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県核燃料税条例

1 制定の理由

令和2年4月1日に施行された静岡県核燃料税条例の有効期限が令和7年3月31日に到来することから、引き続き核燃料税の賦課徴収により原子力発電所の立地に伴う周辺地域の原子力安全対策等の財政需要に対処するため、改めて条例を制定しました。

2 内容

(1) 賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるものを除くほか、静岡県税賦課徴収条例の定めるところによることとしました。(第3条関係)

(2) 課税客体は発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業とし、納税義務者は発電用原子炉の設置者とししました。(第4条、第5条関係)

(3) 課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とし、出力割にあつては課税

期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力としました。（第7条関係）

- (4) 価額割の税率は100分の8.5とし、出力割の税率は一の課税期間（四半期）ごとに1,000キロワットにつき29,500円としました。（第8条関係）
- (5) 徴収は、申告納付の方法によることとしました。（第9条関係）
- (6) この条例は、施行日から起算して5年を経過した日にその効力を失うこととしました。（附則第5項関係）
- (7) その他必要な規定を設けました。

3 施行期日

この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 旅券法施行令の改正に伴い、一般旅券発給手数料の額を改定しました。（別表関係）
- (2) 受益者負担の適正化を図るため、輸出証明書発行申請手数料等を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (3) 大麻草の栽培の規制に関する法律等の改正に伴い、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に係る手数料の額を改定するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (4) 宅地造成等規制法の改正に伴い、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料等を新設しました。（別表関係）
- (5) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定等に基づき、特定免許情報記録手数料等の新設及び運転免許試験手数料等の額の改定を行いました。（別表関係）
- (6) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴い、保管場所標章交付手数料等を廃止しました。（別表関係）
- (7) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、1の(3)については令和7年3月1日から、(1)及び(5)については同月24日から、(2)については同年4月1日から、(6)については自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、(4)については同年5月26日から施行することとしました。

◇水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 排水基準を定める省令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第2～別表第12関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

水道法施行令の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を一部見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第4条関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

1 制定の理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 工事の実施の状況等に係る定期の報告の報告事項を定めました。（第2条関係）
- (2) 特定盛土等規制区域内において工事の許可が必要となる特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めました。（第3条関係）
- (3) 工事の着手届等について定めました。（第4条～第6条関係）
- (4) 工事の廃止若しくは休止又は再開の手続について定めました。（第7条関係）
- (5) 許可に基づく地位の承継について定めました。（第8条、第9条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年5月26日から施行することとしました。

◇一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

1 制定の理由

児童福祉法の改正により、一時保護施設の設備及び運営の基準を条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定しました。

2 内容

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準の目的を定めました。（第2条関係）
- (2) 一時保護施設の設備及び運営の基準を定めました。（第3条～第5条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇特定都市河川浸水被害対策法施行条例

1 制定の理由

特定都市河川浸水被害対策法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置について定めました。（第2条～第4条関係）

(2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出について定めました。(第5条関係)

(3) 雨水浸透阻害行為に関する工事の工程の終了の報告について定めました。(第6条関係)

3 施行期日

この条例は、令和7年3月31日から施行することとしました。